

ごみ出しルールは守りましょう！

先日、村内の「燃えないごみ・使用済み小型家電製品」の収集日に、炊飯器の中に廃乾電池が入った状態（混合ごみ）で排出される事例を確認しました。この状態で排出されると、最悪の場合、発火などの火災事故につながることもあり、大変危険です。

また、炊飯器と廃乾電池はごみの区分、収集日が異なり、収集後の分別作業においても支障をきたします。

排出するごみの区分をしっかりと理解し、再発防止に努めましょう。

炊飯器の出し方・収集頻度

- 電子炊飯器（コンセントを使うもの）は「使用済み小型家電製品」の収集日に排出してください。
- 透明または半透明の袋に入れて排出してください。なお、袋に入らない場合は、そのままの状態でも構いません。
- 収集頻度は月2回となりますので、各地区の収集日をご確認ください。
- ガス炊飯器（コンセントを使わないもの）は、燃えないごみとなります。村指定のごみ袋に入れて排出してください。



発見された混合ごみ

廃乾電池出し方・収集頻度

- 使い終わった乾電池（廃乾電池）は、「有害ごみ」の収集日に排出してください。
- 透明な袋に入れて排出してください。
- 収集頻度は月1回となりますので、各地区の収集日をご確認ください。
- 水銀が含まれているものも透明な袋に入れて排出してください。

そのほかのごみにつきましても、ごみ出しルールを守って排出してください。出し方や収集日が分からない場合は、担当までご連絡ください。

なお、佐井村ホームページに「佐井村家庭ごみ・資源ごみの分け方・出し方」を掲載していますので、ぜひ参考にしてください。

【お問合せ】 住民生活課 住民係 担当：竹内

特設行政相談所開設のお知らせ

10月19日(月)から25日(日)は、『行政相談週間』です。

総務省では、この週間中に、行政相談制度について、国民のみなさんにご理解をいただき、利用していただけるよう、各種広報活動、行事などを行っています。

当村では、行政相談委員が、次のとおり『行政相談所』を開設します。

住民のみなさんが、毎日の暮らしの中で、役所が行う仕事（例えば、道路・河川、年金、医療保険、老人福祉、登記、労働基準、雇用保険、自動車検査・登録、窓口サービスなど）について、苦情や意見・要望などがあるときには、お気軽にご相談ください。

なお、相談は無料で、相談者の秘密は厳守します。

■日 時：10月16日(金)午前10時～午後3時

■場 所：津軽海峡文化館アルサス 2階 会議室

■相談担当：行政相談委員 内藤司氏（総務大臣が委嘱）

【お問合せ】 住民生活課 住民係 担当：竹内

〒030-0801 青森市新町2-4-25 青森合同庁舎4階

青森行政監視行政相談センター ☎0570-090-110